

平成28年度

熊野町農業委員会

議事録

第10回

熊野町農業委員会

平成28年度第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年2月20日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(11人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	10番	原 恭博
会長職務代理者	11番	中村 家隆
委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則
会長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(3人)

委員	9番	中原 裕侑
委員	2番	南田 正孝
委員	3番	藤友 正男

5. 議事録署名委員(2人)

委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根 和典
	(代理出席:主幹 穂坂 俊彦)
農業委員会 書記	荻野 孝雄
主事	山本 耕平

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は 11 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成 28 年度 第 10 回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。
議長	12 番 植野委員と 13 番 民法委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より本日の議事日程を朗読させます。
事務局	議事日程平成 28 年度第 10 回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。 平成 29 年 2 月 20 日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 日程第 1 議案第 25 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」 日程第 2 議案第 26 号「農用地利用集積計画の承認について」 日程第 3 議案第 27 号「農用地利用配分計画に対する意見について」 日程第 4 報告第 13 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」 日程第 5 報告第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」 以上です。
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第 1、議案第 25 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。
議長	事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

議案第 25 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」
租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による申請があったので、適格者が否か審議を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原 丁目 番、地目 登記簿 田、
現況 田、面積 252 m²外 3 筆 計 2,525 m²

申請人氏名 相続人 歳 安芸郡熊野町萩原 丁目
番号、事由 相続税の納税猶予を受けるため。

事務局

番号 農地の所在 萩原 丁目 番 地目 登記簿 田、
現況 田、面積 846 m²、

申請人氏名 相続人 歳 安芸郡坂町北新地 丁目
番号、事由 相続税の納税猶予を受けるため。

事務局

番号 農地の所在 萩原 丁目 番 地目 登記簿 田、
現況 田、面積 506 m²外、萩原に 1 筆あり。 計 1,137 m²

申請人氏名 相続人 歳 安芸郡熊野町萩原 丁
目 番号、事由 相続税の納税猶予を受けるため。

事務局

番号 農地の所在 萩原 丁目 番、地目 登記簿 田、
現況 田、面積 431 m²、

申請人氏名 相続人 歳 安芸郡熊野町萩原 丁
目 番号、事由 相続税の納税猶予を受けるため。

以上です。

議長

ありがとうございました。

地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。なお、萩原 5 丁目から 10 丁目の農地については、本来 委員が担当していますが、委員は今月体調を崩されたということで、委員が担当する案件については、委員に依頼しております。委員をお願いします。

委員 はい、皆さんおはようございます。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、申し上げます。相続人の さんが、農地を農地として、20年間作るという事で税金の猶予をうけるという事らしく、4つの現地を見てまいりましたが、田んぼの状況は、もう耕作を進めておりまして、次の段階に入るような状況でございます。萩原 丁目の301㎡の土地も、現況は田になっておりますが、畑のような形になって、耕作はしてあります。

それから、 さんの三人兄弟から、4つほど申請がございますが、こちらの現況についても一応すいてありましたので、農業を続ける形はできていると思いましたが、よろしいのではないかと思います。現況は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。

委員 場所はどの辺ですか？

委員 さんの場所？場所は前の萩原集会所のあたりです。

委員 あの辺は田んぼが多いですね。

委員 二反五畝程あるんですね。

委員 はい、だから宅地並みの課税がかかります。

委員 去年だったら一人5,000万控除で、一人1,000万だったのが、3,000万と600万になった。

委員 まあ、一人だったら3,600万にしかならん。

委員 これがまた地価評価の倍率が来ますからね。1.1倍。

委員	今年から路線価はいりましたよ。
委員	ずいぶん税金をかけるよね。
委員	数千万ですね。都市計画化意味ないよ。
委員	計画区域内だからね。 4万として掛け算すれば・・・ 納税猶予だったら評価が1,000㎡あたり70万くらいですよ。
委員	歳の方が20年間か。 次の世代に相続すればいいんですよ。
委員	これ、一代限りじゃなかったですか？次の人もこれを継ぐことができますか。
委員	次は次でまた相続税の猶予を受ければ これはこれで、もう亡くなられたら終わりです。 だからまた猶予を受ければいいんですよ。
委員	自分はいいのですが、息子の世代のことを考えています。
委員	相続できない時代になってきていますね。 評価ほど売れないですよ。
委員	評価が上がってきたからね。役場がこの、評価に近づけるような課税をすると言ってきました。しかし今は評価が上に上がってきています。
委員	評価があって、次に課税標準額があって、それに固定資産税があります。

委員 その、課税標準額の意味が分からないんですよ。

委員 人口が減っているので都市計画は難しいですよ。

委員 空家ばかりですよ。

委員 農地を守るためにはどういう様にやっていくか考えないといけませんね。線引きを変えないんですから。

委員 道一つを隔てて右と左では評価が全然違います。

事務局 4月に閲覧できるので。

議長 ほかに質問はございませんか。

(全員：質問なし)

議長 質問がないようですので、お諮りします。
議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」
ご異議はありますか。

議場 (全員：異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」
は許可することに決定しました。

議長 次に、日程第2、議案第26号「農地利用集積計画の承認について」を
議題とします。

議長 事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

議案第 26 号 「農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原 丁目 番、

地目 登記簿 畑、現況 畑、面積 270 m²

利用権を設定(移転)する者 熊野町萩原 丁目 番号

利用権の設定(移転)を受ける者 一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来 伸夫 広島市中区大手町 4 丁目 2 番 16 号、
利用目的 畑、 期間 10 年、備考として貸借権となっております。
以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。

委員お願いします。

委員

おはようございます。こちらは萩原 丁目の さんが貸し出すということで、現地を見に行ってみました。畑で、きれいにすいてあります。この申請地は畑以外に利用ができないという状況でございます。その道を挟んだ場所はキャベツが植えてありました。この辺もキャベツなどを植えればいいんじゃないかという状況となっております。利用するにはいい条件だと思います。以上です。

ありがとうございました。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

賃借料は年間いくらですか。

年間(aあたり) 円です。

円というのはどこからきた数字ですか。

議長

固定資産税だと思われます。農振地域ですからだいたいこのくらいの額になるのではないかと思います。農地中間管理機構は、農振地域でないはずではありません。

委員

委員

借りるのは誰ですか。

事務局

です。

委員

市街化区域はだめなのですか。

事務局

だめです。農振だけです。市街化区域であれば、利用権の設定で貸し借りが可能なのですが、あくまで中間管理機構は農振地域のみとなっております。

委員

農振地域というのは誰が決めたのですか。

委員

昭和11年頃に、町が・・・

委員

農業を振興してほしいという地域を決めたんですよ。

委員

線引きは合わさないのですか。

事務局

基本的には、簡単に見直すようなものではないのですが、除外とかはでてくるので、個別に判断をしております。全体区域の見直しについては基本的には考えないです。

委員

ここは本当に農振区域かとか、本当にここが市街化区域かっていう所がありますね。

委員	ここは の下の方？
委員	そうです。
委員	わかりました。
議長	質問がないようですので、お諮り ^{はかり} します。 議案第 2 6 号「農用地利用集積計画の承認について」、ご異議はありま せんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 2 6 号「農用地利用集積計画の承認について」は原案ど おり承認することに決定しました。
議長	次に、日程第 3、議案第 2 7 号「農用地利用配分計画に対する意見につ い て」を議題とします。
議長	事務局より議案の朗読ならびに説明をさせます。
事務局	議案第 2 7 号「農用地利用配分計画に対する意見について」 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定により、農 用地利用配分計画の決定について意見を求める。 平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登
事務局	番号 農地の所在 萩原 2 丁目 5012 番 1、 地目 登記簿 畑、 現況、畑、 面積 270 m ² 、利用権を設定する者 一般財団法人 広島県 森林整備・農業振興財団理事長 寶来 伸夫、広島市中区大手町 4 丁目 2

番 16 号、

利用権の設定を受ける者 代表取締役 、熊野町新宮

丁目 番 号、 利用目的 畑、 期間 10 年、

a あたり賃借料 円

備考として、賃貸借となります。 以上です。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

委員

さんはたくさん借りられておられますが、経営は大丈夫なので
すか。

委員

まあね、難しいですよ。お金にするには。

委員

この間、流川の飲食店に行ったら、「熊野から買っている。」と言ってい
ました。

委員

あその辺りは の野菜が買われているんだそうですね。

委員

はい。弁当屋さんとかも。今は割とまだ廻っていますが、これからどう
なるかですよ。

委員

使い手もいないですし。男性がやめられましたよね。

委員

農協が少し引き受けるとのことです。

委員

何を引き受けるのですか。

委員

耕作ですか。

委員

はい。

委員	農協がやってくださるのがいいですね。
委員	とは言っているのですが、まだ（具体的な）話はないです。
委員	この前私たちが研修に行った所では、農協が主体になってされておりました。一番初めは8名でされたそうですが、それが2000人になって、今は1200人だとおっしゃっていました。
委員	出荷者がですね。
委員	はい。
委員	の場合は耕作をすることができるのでしょうか。トラクターを使える人がいらっしゃるのでしょうか。
委員	人材がいりますね。・・・
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第27号「農用地利用配分計画に対する意見について」 ご異議はありませんか。
議場	（全員：異議なし）
議長	異議なしと認めます。 よって議案第27号「農用地利用配分計画に対する意見について」は、 当該計画に異議のない旨、回答することに決定しました。
議長	次に、日程第4、報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より報告させます。
事務局	報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。

平成29年2月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原 丁目 番 、地目 登記簿 田、
現況、休耕田、面積314㎡、申請人氏名 安芸郡熊野町萩原
丁目 番 号、転用目的 宅地、施設等 長屋住宅木造2階建
1棟 受理年月日 平成29年2月3日です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

議長

次に、日程第5、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より報告させます。

事務局

報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、
農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。

平成29年2月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 平谷 丁目 番 、地目 登記簿 田、
現況 田、面積975㎡外2筆 計2,746㎡、 権利 所有権移転
譲渡人氏名 安芸郡熊野町出来庭 丁目 番 号
譲受人氏名 安芸郡坂町北新地 丁目 番 号
転用目的 雑種地 施設等 駐車場
受理年月日は、平成29年2月3日です。

事務局

番号 初神 丁目 番 、地目 登記簿 畑、 面積414㎡
権利 所有権移転、
譲渡人氏名 安芸郡熊野町初神 丁目 番 号、
譲受人氏名 安芸郡熊野町初神 丁目 番 号、
転用目的 雑種地 施設等 資材置き場

受理年月日は、平成29年2月10日です。

番号 初神 丁目 、地目 登記簿 田、現況 田、面積 408 m²、
権利 所有権移転、

譲渡人氏名 東広島市黒瀬町津江 、

譲受人氏名 株式会社 代表取締役 安芸郡熊野

町初神 丁目 番号、転用目的 宅地

受理年月日は平成29年2月15日です。

番号 の届出について、補足説明があります。当該農地については、平成18年の農業委員会で、使用貸人である と、使用借人との間で、農地法3条使用貸借権設定について許可を行っておりましたが、平成29年2月5日をもって、使用貸借権の合意解約について通知を事務局のほうで受理しました。写しを報告書の次のページに添付していません。ご確認ください。

本通知をもって、両者の使用貸借権は解約されたと認められ、届出に係る農地は市街化区域にあり、法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるため、届出書を受理しました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

その他、何かございませんか。

議場

(なしの声)

議長

次回農業委員会は **3月21日(火)午前9時から** 開催予定です。

議案については 3月13日以降に事務局より配布予定です。

以上をもちまして、平成28年度第10回熊野町農業委員会を閉会します。